

富山家庭裁判所委員会（第26回）議事概要

1 開催日時

平成27年12月3日（木）午後2時から午後4時まで

2 開催場所

富山家庭裁判所大会議室

3 出席者

【委員】（五十音順。敬称略）

老田康子，大浦靖子，田中万希子，田中雅子，永野圧彦，中村昌史，樋口真貴子，藪道子，山本一三

【説明者】

吉村首席家裁調査官，新原首席書記官，名村主任書記官

【事務担当者】

青木事務局長，長江総務課長，酒井総務課課長補佐，茂住庶務係長

4 進行次第

(1) 新委員の紹介

(2) 委員長挨拶

(3) 前回の委員会での提言に対する取組状況について報告

(4) 議事「成年後見制度について」

ア DVD視聴「わかりやすい成年後見制度の手続」

イ 概要説明

ウ 意見交換

別紙のとおり

5 次回のテーマ

女性職員の登用拡大に向けた取組について

6 次回の開催日時

次回委員会は富山地方裁判所委員会と合同で開催し、開催日時は平成28年7月1日（金）午後2時とする。

(別紙)

意見交換

(○委員, ●裁判所)

- 成年後見制度をより利用しやすいものにするための方策や広報の在り方について御意見を伺いたい。
- 今後、認知症の高齢者の増加が見込まれる中、高校生ぐらいの早い段階から、成年後見制度について知ってもらうことが必要ではないか。ただ、初めて聞く者にとっては理解するのが難しいと思われるので、学生向けの制度周知に当たっては、専門用語は使わず、分かりやすい言葉を用いて広報してもらいたい。
- 成年後見制度は、介護現場で働く全ての職員に十分認知されていないのが現状である。裁判所は、成年後見制度を理解してもらうため、福祉や介護関係の団体に出向き、研修の時間等をお借りして、職員に対し裁判所制作のDVDを視聴してもらったり、概要説明を行うなど、制度の啓発に積極的に取り組むべきではないか。
- 地域住民のことは身近な民生委員がよく把握しているが、民生委員の方でも成年後見制度を知らない方は多いと思う。制度を広く周知することも必要だが、まずは、介護職に携わる方など、制度の対象となり得る高齢者等と普段接触しておられる方を重点に広報すべきであると考える。
- 民生委員や町内会の集まりなどで、裁判所制作の成年後見制度を説明したDVDを流すだけでも制度周知の効果はあると思う。DVDは、研修等の目的で利用する場合は貸出可能ということだが、一般の方は知らないと思うので、富山家裁のウェブサイトにはDVDの貸出案内を掲載して、広く広報すべきであると考える。
- 成年後見制度の相談窓口はどこなのか、制度を利用するとどうなるのか、一般市民には十分に知られていないと思う。制度の存在を広く浸透させるため、広報用ポスターを作成し配布することを考えてみてはどうか。制度を利用すべき方が、申立てに至っていないということがないよう、社会全体で支えていくという認識

が重要だと思う。

- 制度を広く周知するため、一枚物の広報用カレンダーを作成し、市町村を始めとする関係機関へ配布してはどうか。コストは掛かるだろうが、窓口などの利用者の目に触れる場所にカレンダーを貼ってもらうだけでも広報効果はあると思う。
- 拝見した成年後見制度の手続を説明したDVDからは、成年後見制度を利用すると、どんなメリットがあるのかよく分からなかった。この制度を利用するとこんなメリットがあるということが、簡潔に分かるようなものにすると良いのではないかと感じた。また、専門用語が多く内容も難しいので、ドラマ仕立ての方が理解しやすいと思う。
- 委員の皆さんからいただいた御意見は、今後の制度広報の取組の参考にさせていただき、引き続き努力していきたい。次に、後見人の不正行為を防止するためのより効果的な方策について御意見を伺いたい。
- 後見人の不正防止策の一つとして後見制度支援信託の活用が考えられるが、裁判所は、おおむねどのぐらいの財産があった場合に制度を利用すべきと考えているのか。
- 信託を利用する場合には、1000万円以上ないと手数料等が必要となる場合があるため、当庁では、信託財産として1000万円以上確保できる見込みの預貯金がある場合に利用を検討している。
- 家庭裁判所は、後見人候補者が親族の場合、選任に当たっては、候補者の経済的な生活基盤が安定しているかどうかについても考慮した上で判断すべきではないか。
- 親族後見人等による不正を未然に防止して、御本人の財産が適切に管理・利用されるようにするため、後見人選任に当たっては、候補者が経済的に困窮していないか、債務を抱えていないかなど、経済状態も考慮した上で判断している。また、選任後に親族後見人が失業してしまい無収入になった場合などは、適正な事

務が行われないおそれもあることから、後見人を交代してもらうといった措置を講じることもある。

- 裁判所は、後見人の不正行為を防止するため、監督機能の強化に努めていただきたい。
- 裁判所としては、今後も事案に応じた適切な者を成年後見人に選任するほか、提出された報告書の内容を十分審査・把握し、後見人に対する指導や監督等を徹底していきたいと考えている。